

植物防疫所の仕事 4

携帯品として輸入される植物の検査



空港や海港で、海外からの旅行者が携行して持ち込む植物類の検査を行っています。



切り花の検査



ほとんどの国からリンゴ・かんもつ等は持ち込みができません



苗の検査



肉や植物を探す訓練を受けた検疫探知犬



果物は多くの国から持ち込みができません



空港に持ち込まれた植物類

海外からは、持ち込めない植物や

検 査 証 明 書 が必要な植物があります。

違法な植物の持ち込みは罰則の対象です。

検査証明書 を添付せずに輸入した場合や、輸入時の検査を受けなかった場合は3年以下の拘禁刑、または300万円以下の罰金が課せられる場合があります。

植物には果物や野菜、切り花だけでなく、植物を乾燥・加工したもの(精米、豆、漢方薬など)も含まれます。